

○伊勢崎市ホームページ広告掲載取扱要綱

平成21年3月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢崎市ホームページ(以下「市ホームページ」という。)に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) バナー広告 市ホームページ上に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。
- (2) リンク 市ホームページから広告主のホームページにつなげることをいう。

(掲載する広告の種類)

第3条 市ホームページに掲載する広告の種類は、バナー広告(以下「広告」という。)とする。

(広告掲載の制限)

第4条 広告が次の各号のいずれかに該当すると認められるものは、掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当するもの
- (3) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの
- (5) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (6) 市が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (7) その他掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告掲載の範囲)

第5条 広告を掲載することができるものの範囲は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公共的団体その他これらに類するもの
 - (2) 事業を営む個人、法人その他団体であるもの
 - (3) その他市長が適当であると認めたもの
- (広告の規格)

第6条 広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル 横150ピクセル
- (2) データの容量 5キロバイト以内
- (3) 画像形式 GIF形式
- (4) 画像状態 静止画像

(広告の掲載位置)

第7条 広告の掲載位置は、市ホームページのトップページの下部で市長が指定した位置とする。

(広告の掲載期間)

第8条 広告の掲載期間は、月の初日から月の末日までの1月を単位とし、連続12月を上限とする。ただし、掲載期間の初日が伊勢崎市の休日定める条例（平成17年伊勢崎市条例第4号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その休日の前日とし、掲載期間の末日が休日に当たるときは、その休日の翌日とする。

(広告の掲載料金)

第9条 広告の掲載料金（以下「掲載料金」という。）は、広告1枠につき月額1万5,710円とする。ただし、長期に連続して掲載する場合の掲載料金は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 6箇月から11箇月まで 月額の掲載料金に掲載月数を乗じて得た額から10,000円を控除して得た額
- (2) 12箇月 157,140円

2 前項の掲載料金には、消費税相当額を含む。

(広告掲載の募集)

第10条 市ホームページへの広告の掲載の募集は、市ホームページ及び市の広報紙で行うものとする。

2 前項の募集は、市ホームページに新たに広告掲載の枠を設置したとき、又は広告掲載の枠に空きが生じたときに行うものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第11条 広告の掲載を申し込もうとする者(以下「申込者」という。)は、市ホームページバナー広告掲載申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に必要書類を添えて、掲載しようとする月の前月10日までに市長に申し込まなければならない。

2 申込者が1回の申込みで申込みできる枠数は、1枠とする。

3 市長は、第1項の申込書を受理したときは、速やかに審査し、掲載の可否を決定するものとする。

4 市長は、前項の規定により可否を決定したときは、市ホームページバナー広告掲載可否決定通知書(様式第2号)により、その結果を申込者に通知するものとする。

(契約の締結)

第12条 広告の掲載を可とする決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、伊勢崎市ホームページバナー広告掲載契約書(様式第3号。以下「契約書」という。)を市と締結するものとする。

(掲載料金の納入方法)

第13条 広告主は、広告を掲載する月の前月末日までに市の発行する納入通知書により、前条の契約書に規定する掲載料金を一括して納入するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、市長が指定する日までに納入することができる。

(広告原稿の作成及び経費負担)

第14条 広告は、広告主において作成し、その費用は全て広告主が負担するものとする。

(広告主の責任)

第15条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 第三者から掲載した広告の内容に関連して損害を被った旨の申告があった場合は、広告主は、自己の責任及び負担において当該申告を解決するものとし、市はその責任を一切負わないものとする。

(広告主の届出義務)

第16条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市ホームページバナー広告掲載申込内容変更届(様式第4号)に必要な書類を添えて、直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 広告の掲載を取り下げるとき。
- (2) 広告の内容を変更するとき。
- (3) リンク先のホームページのアドレスを変更するとき。
- (4) リンク先のホームページに障害等が発生したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、申込書又は添付書類の記載内容に変更があったとき。

(広告内容の変更)

第17条 市長は、掲載した広告の内容(リンク先のホームページの内容を含む。以下同じ。)が法令若しくはこの要綱に違反している、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主に対して広告の内容の変更を求めることができる。

(広告掲載の中止又は取消し)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告の掲載を中止し、又は取り消すことができる。

- (1) 広告の内容が第4条各号に該当することが判明したとき。
- (2) 広告主が第16条各号に規定する届出義務を怠ったとき。
- (3) 広告主が前条の規定による広告の内容の変更に応じないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が広告の掲載が適切でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、市ホームページ広告掲載取消決定通知書（様式第5号）により広告主に通知するものとする。

（掲載料金の還付）

第19条 既に納入された広告の掲載料金は、還付しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは、還付することができる。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、掲載する広告の取扱いに必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成23年12月26日決裁）から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に契約されている掲載料金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成28年1月7日決裁）から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に契約されている掲載料金については、なお従前

の例による。

改正

平成26年3月31日要綱

伊勢崎市ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、伊勢崎市ホームページ広告掲載取扱要綱（平成21年3月1日制定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、広告掲載の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容)

第2条 伊勢崎市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告の内容は、市行政の公共性及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、市民に不利益を与えないものとする。

2 次に掲げる広告の内容（接続先のホームページの内容を含む。）は、掲載の対象としない。

- (1) 基本的人権や他の者の権利等を侵害するもの
- (2) 政治性又は宗教性のあるもの
- (3) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (4) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (5) 意見広告（社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの）
- (6) 個人の氏名広告
- (7) 比較広告
- (8) 差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- (9) 粗悪品などの不適切な商品又はサービスなどを広告するもの
- (10) 業界団体の自主規制等により年齢制限が設けられている商品、サービスなどを広告するもの
- (11) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (12) 非科学的又は迷信に類するものを根拠として提供される商品又はサービスなどを広告するもの
- (13) 誇大な表現及び根拠のない表示があるもの
- (14) 国、地方公共団体その他の公共機関が、広告主又はその商品、サービスなどを、推奨、保証、指定しているかのような表現のあるもの
- (15) インターネット異性紹介事業（いわゆる「出会い系サイト」をいう。）を目的としている

もの

- (16) 専ら、投稿、書込み、ファイル交換を目的としているもの
- (17) 広告の一部又は全部が次に掲げる内容を含むか、表現によりこれらを容易に連想させるもの
 - ア 暴力や犯罪を肯定し、助長するもの又はおそれのあるもの
 - イ 威迫又は脅迫しているような表現のあるもの
 - ウ 水着姿や裸姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの及びその他わいせつ性や性的羞恥を連想、想起させるもの
 - エ 残酷な描写や生命、人格を軽んじるような表現のあるもの
 - オ 著しく射幸心をあおるもの
 - カ その他不快感を催す表現のあるもの
- (18) その他市行政の公共性又は信頼性を損なうおそれがあるなど、市ホームページに掲載することが適当でないと思われるもの

(広告掲載の申込み)

第3条 申込者は、伊勢崎市ホームページバナー広告掲載申込書（要綱様式第1号）に、バナー広告の画像を印刷したものを添付しなければならない。

(広告掲載の方法)

第4条 バナー広告の掲出作業は、掲載期間の初日の前日に行う。ただし、掲出作業の当該日が伊勢崎市の休日を定める条例（平成17年伊勢崎市条例第4号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その休日の前日とする。

- 2 バナー広告の削除作業は、掲載期間の末日の翌日に行う。ただし、削除作業の当該日が休日に当たるときは、その休日の翌日とする。
- 3 広告主（要綱第12条）は、広告掲載の掲出及び削除の時間を指定することはできない。
- 4 広告主（要綱第12条）は、広告の並び順を指定することはできない。

(広告掲載の中止又は取消し)

第5条 要綱第18条第1項第4号に規定する広告掲載が適切でないとは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったと認められるもの
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたと認められるもの
- (3) 広告の内容が市又は第三者に損害、損失を与えていることが判明したと認められるもの

(4) 広告の内容が市又は第三者の権利又は財産等を侵害していることが判明したと認められるもの

(5) 広告主が倒産又は破産したと認められるもの

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、広告掲載の取扱いに必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成21年3月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日要綱)

この基準は、決裁の日 (平成26年3月31日決裁) から施行する。